

令和5年(2023年)2月16日  
第1回総務企画専門委員会決定

## わた SHIGA 輝く国スポ彦根市ボランティア募集要項

### 1 趣旨

この要項は、本市で開催される第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」および競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）において、市民一人ひとりが、それぞれの立場で積極的に参加し、大会参加者や一般観覧者を心のこもったおもてなしでお迎えするとともに、喜びと感動を共有する大会とするため、大会の運営および広報に携わるボランティアの募集に関し、必要な事項を定める。

### 2 募集主体

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会（以下「実行委員会」という。）

### 3 活動種別および活動内容

本市で開催する大会の運営および大会等の広報に携わるボランティアの主な活動内容は、次のとおりとする。

#### (1) 運営ボランティア

区分	主な活動内容
受付・会場案内	競技会場等での受付、案内、資料配布等
休憩所	休憩所におけるドリンクサービス等
弁当配布	弁当引換所における弁当の配布および空き箱の回収等
会場整理	競技会場における来場者の誘導等
環境美化	競技会場内外の清掃・美化、草花等への給水等
駐車場整理	駐車場案内、シャトルバスおよびタクシーの乗降案内等
その他	上記のほか、競技運営等に関する活動

#### (2) 広報ボランティア

区分	主な活動内容
大会広報・PR活動	各種イベント会場におけるPR活動、大会イメージソングの普及等
記録収集	イベント会場等における写真・映像の撮影記録等

#### 4 活動期間

ボランティア登録日から大会終了日までとする。ただし、登録時点において小学生の場合、活動開始（研修会等を含む。）は中学生になってからとする。

#### 5 募集期間

令和5年（2023年）10月2日（月）から令和7年（2025年）5月30日（金）までとする。

ただし、実行委員会は必要に応じて期間を変更できるものとする。

#### 6 応募要件

平成25年（2013年）4月1日以前に生まれた方（令和7年4月1日時点で中学生以上）で、以下のいずれかに該当すること。

ただし、応募時点で18歳未満の方の申込みについては、保護者の同意を得るものとする。

- (1) 本市に在住、通勤、通学している個人。
- (2) 本市に活動拠点を有する団体。
- (3) 上記以外に、実行委員会が必要と認めた個人および団体。

#### 7 応募方法

実行委員会ホームページでの申込み、または登録申込書に必要事項を記載の上、実行委員会事務局まで持参、郵送もしくはファックスにより行う。

ただし、18歳未満の申込みについては、保護者の同意が必要となるため、持参または郵送に限る。

#### 8 登録、変更および取消

##### (1) 登録

実行委員会は、応募要件を満たした応募者をボランティアとして登録する。

##### (2) 変更

実行委員会は、本人または当該団体の代表者から届出があった場合に登録内容を変更することができる。

##### (3) 取消

実行委員会は、次の場合に登録を取り消すことができる。

- ア 本人または当該団体の代表者から届出があった場合
- イ 大会のイメージを損なう行為があった場合
- ウ 大会運営に支障があると判断したとき

#### 9 活動内容の決定

登録者の具体的な活動内容および活動日時については、実行委員会が実施する希望調査

等を参考に決定するものとする。

#### 10 研修等

実行委員会は登録者に対し、大会に関する認識を深め、円滑な大会運営を行えるよう、必要に応じて研修会等を実施するものとする。

#### 11 報酬および交通費

ボランティア活動、説明会および研修会等の参加に係る報酬は無償とし、交通費についても自己負担とする。

#### 12 服飾および食事

ボランティアの活動にあたっては、ボランティアであることが識別できる服飾等および食事等について、必要に応じて実行委員会が支給する。

#### 13 保険

ボランティア活動ならびに説明会および研修会の実施にあたり、必要に応じて実行委員会の負担で「傷害保険」および「損害賠償責任保険」に加入するものとする。ただし、上記以外の活動における事故等について、実行委員会は責任を負わないものとする。

#### 14 個人情報の取扱い

応募者の個人情報については、個人情報の保護に関する法律をはじめ、関係法令の規定に基づき、適正に管理・保護する。

ただし、申込時に滋賀県のわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）への情報提供に同意している登録者の情報に限り、県実行委員会からの要請に応じて提供することができるものとする。

#### 15 補則

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。